

P02~03 使い方と変更点
 P04~10 衛生組合からのお知らせ
 P11~13 目次と基本ルール
 P14~15 処理できないごみと災害ごみ
 P16 もえるごみ
 P17 もえないごみ
 P18 大型ごみ
 P19 家電4品目
 P20 空き缶
 P21 空きびん
 P22 ペットボトル
 P23 白色トレイ・発泡スチロール
 P24 その他のプラスチック類
 P25 その他の紙類
 P26 紙バック・新聞・雑誌・段ボール
 P27 危険ごみ
 P27~28 拠点回収
 P29~30 直接搬入
 P31~44 分別索引

直接搬入

大規模な片付けや引っ越しなどで出たごみを、直接リサイクルセンターへ持ち込むことができます。

処理手数料

10kgにつき
100円
現金精算

必ず計量機で計量を行ってください。直接搬入する場合も、分別を徹底してください。

受入時間

8:40~11:30(平日) 午後の受入れはしておりません。
 8:40~11:30(第2・第4の土曜日のみ)
 ※土曜日の受入れ日が、祝日の場合は受入れします。
 ※受入終了時間の15分前までに受付計量を済ませて下さい。

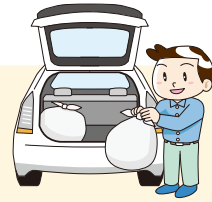
休業日

日曜日
祝日
年末年始

ごみを直接搬入する場合は①~⑥のことを必ず守ってください。

① もえるごみ・もえないごみ・危険ごみ・大型ごみ・資源ごみの分別を徹底してください。

●受付窓口及び分別指導員がチェックし、分別可能と判断した場合は分別していただきます。



② ごみ指定袋は使用しないでください。

●ごみ指定袋に入れて持ち込まれた場合でも現金での清算となります。



③ 袋に入れて持ち込む場合は、分別状況を確認しやすい、透明な袋を利用してください。

●段ボールや中身が見えない袋で搬入された場合は、分別してから各施設に持ち込んでいただきます。



④ 事業者のごみの持ち込みは、事前に登録が必要です。

●事前に平取町外2町衛生施設組合までご連絡ください。
 また、2tトラック以上の車両を使用して、複数持ち込みする場合も事前連絡が必要です。



⑤ もえないごみは通常より細かく分別していただきます。搬入先施設は次のページでご確認ください。

●右記の種類ごとに分別をお願いします。



⑥ 持ち込まれたごみについて、受付簿に記入をしていただきます。

●持ち込まれたごみについて質問を行うことがあります。受付完了後に、搬入開始となります。